令和8年10月から「自爆営業」がパワハラ指針に追加されます！

「自爆営業」とは？

ノルマや目標達成のため、従業員が自腹で自社商品やサービスを購入する行為

パワハラ指針に追加された内容

商品の買い取り強要等（事業主が労働者に対し、当該労働者の自由な意思に反して自社の商品・サービスを購入させる行為）に関連する言動

＋

パワハラ3要素を全て満たすもの

①優越的な関係を背景とした言動
②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
③労働者の就業環境ががいされるもの

↓

「パワーハラスメント」となります！

防止措置義務

「商品の買い取り強要等について」 ⇒

・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
・職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応
・不利益取扱い禁止　などが必要です！

＜事務所より＞

令和8年10月からは、「カスタマーハラスメント」「就活セクハラ」、今回の「パワハラ指針の改正」等、ハラスメント関連への対応が必要となってきます。
今月の年金相談日は13、17、27日です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所
田村市船引町東部台三丁目４３番地
https://www.eto-srgs.com/
☎ 0247-82-6265